

税務・人事労務ワンポイント (345)

定期健康診断を受診したパート職員に時間給を支払うべきか

社会保険労務士 桂 好志郎

回、定期に行う健康診断

○深夜業を含む業務等に従事するパート職員に対し

①その業務への配置替えの際に行う健康診断

②6カ月以内ごとに1回、定期に行う健康診断

○一定の有害な業務に常時従事するパート職員に対し

①雇入れまたはその業務に配置替えの際に行う健康診断

②定期に行う特別の項目についての特殊健康診断

○その他必要な健康診断

◆対象となるパート職員

◆健康診断の内容
○常時使用するパート職員に対し
①雇入れの際に行う健康診断
②1年以内ごとに1

次のイおよびロの2つの要件をいずれも満たす者が対象となります。

イ. 1週間の労働時間数が同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること

ロ. 期間を定めずに雇われていること

(期間の定めのある労働契約により使用される者でも、契約期間が1年(一定の有害業務に従事する者にあつては6カ月)以上である者ならびに契約更新により1年以上使用されること)が予定されている者および1年以上引き続き使用されている者は含まれます)

*なお、これらの要件を満たさない者であつても、1週間の労働時間数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しては、健康診断を実施することが望ましいとされています。

◆健康診断の労働時間制について
○一般健康診断の場合労働者一般に対して行われる、いわゆる一般健康診断は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者にその実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではない

○特殊健康診断の場合特定の有害な業務に従事する労働者について行われる健康診断、いわゆる特殊健康診断は、事業の遂行からんで当然実施されなければならない性格のものであり、その実施に要する時間は労働時間と解されます。

ので、その受診のために要した時間については、労働時間に該当しません。また受診時間については賃金を支払う必要はありません。これは正職員についても同じことがいえます。ただ私が知るところでは、所定労働時間内に受診させ、月給はカットしない医院が多いように思われます。